

基本目標

地域住民と地域のあらゆる団体・組織の主体的な参画と協働により、誰もが安心していきいき暮らせるまちづくり

基本理念

- 一人ひとりが尊重されるまちづくり（人権擁護）
すべての人が人として尊重され、一人ひとりがその人らしい幸せを求め、自立した生活を送ることができるまちづくりを推進します。
- 地域住民が主役になるまちづくり（住民主体）
住民一人ひとりが主体となり、地域の福祉力を高め、地域住民でさえあうまちづくりを推進します。
- 地域のすべてが関わりあうまちづくり（ネットワーク）
住民、ボランティア、福祉施設などの事業所や地域のあらゆる団体・組織が相互理解を深め、お互いが手と手をつなぎ、誰もが共に生きるまちづくりを推進します。

キャッチフレーズ

つながる ひろがる ささえあう

このキャッチフレーズは、社会の変化がもたらす孤立、分断、排除を認識し、人権と社会正義の原則に則り、住民一人ひとりが社会の一員として共に生きる社会の創造を目指すことを表します。

- つながる 人と人、人と社会とのつながりをつくり、強くする
- ひろがる 多様で数多くのつながりや思いを社会にみたく
- ささえあう 一人ひとりがお互いに尊重し、支えとなる

福祉や社会福祉協議会に関わる最近の動向

○ 社会状況の変化

平成の30年間で日本の社会状況は大きく変化しました。人口は少子高齢化が進む中、増加から減少に転じ、世帯の状況は、3世代世帯が減少する一方、単独世帯が3割を超えました。特に高齢者の単独世帯は急増し、1割を超えました。また、格差社会の広がりも指摘されています。

少子高齢化のさらなる進行、就業構造の変化、地域における人間関係の希薄化等を背景に、人々が直面している生活課題は複雑・多様化・深刻化し、増大しています。個人の力だけでは解決できない問題が誰にでも起こりうる状況となっています。

○ 「地域共生社会」の実現に向けた動き

現在、国においては、持続性のある全世代型の社会保障の実現を目指した改革とともに、「地域共生社会」(※1)の実現に向けた取組を進めています。

昨年4月の改正社会福祉法施行により、市町村には、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備や地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備、複合的で複雑な課題等を受け止める相談体制の整備等、地域を基盤とした包括的な相談支援体制の整備が求められています。

日本の福祉制度は、高齢、障がい、児童等の対象者ごとに制度が拡充されてきたため、既存の制度では十分な対応が難しい課題を抱える人や制度の狭間にあって公的な支援を受けることのできない人々も多く、そうした人々を早期に発見し、速やかに必要な支援に確実につなげていくことのできる仕組みを地域の実情に応じて作り上げていくことが求められています。

※1 子ども、高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会であり、その実現のため、すべての国民が「支え手」と「受け手」といった固定的な関係ではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えられる側にあった人が支え手に回るなど、お互いにお互いを支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働し、助け合いながら暮らすことのできる社会(全国社会福祉協議会「年次報告書2017-2018」)

○ 社会福祉協議会の役割と課題

地域共生社会の考え方や、その実現に向けた事業・活動の方向性は、社会福祉協議会が「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」(「新・社会福祉協議会基本要項」)を目指して取り組んできた方向に沿うものです。

社会福祉の地域福祉化が進む中、社会福祉協議会に求められる役割が広がっており、社会福祉協議会は、今後とも、地域住民等の理解と参加を得つつ、行政や民生

委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設など関係機関等とのパートナーシップを基本に、地域福祉推進の中核的な役割を果たすことが期待されており、基本的な役割・機能である連絡調整、ネットワークづくり、協働に基づく実践を強化・拡充していく必要があります。

以上のような状況を踏まえ、本会では次の基本方針により地域福祉の推進に取り組みます。

基本方針

○ 中期経営計画に基づく法人経営

平成30年度からの5年間の計画期間とする第3期中期経営計画に基づき、計画目標の「住民に必要とされ、信頼される出雲市社会福祉協議会」の実現を目指して法人経営を進めます。

本会が積み重ねてきたコミュニティソーシャルワーク(※2)の実践である「小地域における住民主体による福祉活動の推進と支援」と「総合相談・生活支援体制の強化」について、より一層、取組を拡大し、深めることを基本的な方向とします。

※2 地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践

○ 3本柱による重点事業の推進

「あらゆる生活課題への対応と地域とのつながりの強化」を目標に事業を実施します。事業は「個別支援（安心づくり）」「地域支援（地域づくり）」「人材育成（人づくり）」の3本柱に整理し、コミュニティソーシャルワークにより実施します。

これにより、地域において福祉サービスを必要としている人を発見し、その人の自立生活に向けてさまざまな生活課題に対応するための多機関との協働による総合的な相談・支援の取組の強化と地域住民等による支援ネットワークの組織化を進めるとともに、福祉サービスを必要としている人々を受容し、共に生き、相互に支え合うことができる地域社会（福祉コミュニティ）づくりに取り組みます。

限られた財源と職員により事業を効果的に行うため、今日の社会状況やニーズを考慮しつつ優先順位をつけ、事業の重点化を図ります。

社会の変化に伴い発生する新たな問題等については、調査・研究し、解決に向けた対応を示す取組を進めます。

● 個別支援（安心づくり）

生活困窮の状態にある人、高齢者、権利擁護を必要とする人や世帯に対す

る相談・支援及び福祉サービスの提供に重点的に取り組みます。

地域において何らかの支援を必要としている人を早期に把握するために、民生委員・児童委員、地域の福祉関係者等とのネットワークを強化します。

複数の課題や複合的な課題に対応するため、出雲市と方向性を共有し、多機関の協働による総合的な相談・支援体制づくりに取り組みます。

- 地域支援（地域づくり）

生活課題を抱える人が地域社会において自立した生活を送ることができるよう、生活課題を地域で受け止める力を高める取組と地域住民による課題解決の実践力を高める取組を進めます。

地区社会福祉協議会の活動支援や生活支援サービス提供団体等の社会資源の把握とネットワーク構築、調整をとおして、生活課題を早期発見する取組、地域で孤立しない・させない取組の推進、住民主体の支え合い活動の推進を図り、地域における包括的な支援ネットワークの組織化を進めます。

- 人材育成（人づくり）

地域における住民福祉活動の担い手やさまざまな地域福祉事業に参加・協力する人のすそ野を広げるため、福祉意識の醸成、知識・技術の習得、活動者の養成の視点から、幅広い層に向けて具体的な活動につながる研修等を行います。

- 社会福祉法人との連携・協働の強化

社会福祉法人は、地域における公益的な取組を行うことが責務とされ、さらには地域社会の一員として地域住民や社会福祉に関する活動（ボランティア活動等）を行う者とともに地域福祉の推進に取り組むことが求められています。地域福祉を推進するパートナーとして社会福祉法人との連携・協働を強化し、地域の生活課題の解決に取り組みます。

- 財務改革の推進

平成30年度に定めた「財務改革の推進方針」に基づき、「2019年度から3年以内に経常収支の赤字を1,000万円以下に圧縮する」を目標に掲げ、収入の確保と支出の削減に取り組みます。国等の政策動向、社会状況の変化の見通し、事業における費用対効果、代替手段の検討など、より合理的・効率的な予算編成と執行管理を行います。

- 経営管理体制と組織運営の強化

理事会、評議員会の適正な運営、監事による厳正な監査の実施など経営管理体制の強化と事業運営の透明性の向上に継続して取り組みます。

法人運営上のさまざまなリスクを想定して、その発生防止と発生した場合には適

切に対応できるよう、リスク管理の取組を強化します。

出雲市健康福祉部等との合同協議の開催など、地域福祉を推進するパートナーとして出雲市との間に組織的で対等なパートナーシップの確立・強化を図ります。

本会の存在や役割が幅広い年齢層の住民に伝わるよう広報活動を工夫します。

事務局組織は現在の体制を継続し、限られた職員で最大の成果を上げることができるよう適材適所に職員を配置します。職員研修は、計画的、体系的に研修を実施し、職員の能力と意欲を高めるよう工夫します。

個別支援（安心づくり）

| ○身近な相談窓口 | | |
|--------------------------|-------------------|------------------|
| 1 地域生活相談事業 | 生活支援課 | |
| ○生活困窮者等に対する支援 | | |
| 1 自立相談支援事業 | 生活支援課 | |
| 2 就労準備支援事業 | | |
| 3 家計改善支援事業（新規） | | |
| 4 生活物品支援事業 | | |
| 5 生活福祉資金貸付事業 | | |
| 6 民生融金貸付事業 | | |
| ○高齢者に対する包括的な支援 | | |
| 1 包括的支援事業 | 高齢者あんしん 支援センター | |
| (1) 総合相談支援業務 | | |
| (2) 権利擁護業務 | | |
| (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | | |
| 2 一般介護予防事業の一部 | | |
| (1) 介護予防把握業務 | | |
| (2) 介護予防普及啓発業務 | | |
| 3 第1号介護予防支援業務・指定介護予防支援業務 | | |
| 4 地域ケア会議に関する業務 | | |
| (1) 地域ケア会議の開催 | | |
| (2) 出雲市地域ケア個別会議の開催 | | |
| 5 その他 | | |
| ○権利擁護を必要とする人に対する支援 | | |
| 1 日常生活自立支援事業 | | いずれも権利擁護 センター |
| 2 法人後見事業 | | |
| 3 障がい者入居債務保証事業 | | |
| 4 財産保全サービス事業 | | |
| 5 市民後見推進事業 | | |
| 6 いずれも権利擁護センター運営委員会等の開催 | | |
| 7 出雲成年後見センターとの連携強化 | | |

地域支援（地域づくり）

| ○地域住民の主体的な福祉活動の推進 | |
|----------------------|-------|
| 1 地区社会福祉協議会等活動総合支援事業 | 地域福祉課 |
| 2 ふれあいサロン活動助成事業 | |

| | | |
|----------------------------|---------------------------|-------|
| 3 | 地域ふれあい見守りネットワーク事業 | |
| 4 | 福祉団体活動助成事業 | |
| ○地域住民等の参加と協働による福祉のまちづくりの推進 | | |
| 1 | 認知症高齢者等SOSメール安心ネットワーク事業 | 地域福祉課 |
| 2 | 出雲市生活支援体制整備事業 | |
| 3 | 住民参加型在宅福祉サービス事業 | |
| (1) | たすけあいボランティア事業 | |
| (2) | すこやか訪問事業（産褥ヘルパー派遣事業） | |
| 4 | 共同募金歳末助け合い事業 | |
| ○福祉サービスの提供 | | |
| 1 | 車いす貸出事業 | 地域福祉課 |
| 2 | ガイドヘルプ事業 | |
| ○社会福祉法人等との連携・協働及び支援等 | | |
| 1 | 社会福祉法人による地域貢献活動推進事業 | 企画課 |
| 2 | 高齢者マッサージサービス事業 | 地域福祉課 |
| 3 | 団体支援 | |
| (1) | 出雲市民生委員児童委員協議会など社会福祉団体の支援 | 地域福祉課 |
| (2) | 島根県共同募金会出雲市共同募金委員会 | 総務課 |
| (3) | 日本赤十字社島根県支部出雲市地区 | |
| 4 | 地域限定の事業 | |
| (1) | 戦没者追悼事業 | 地域福祉課 |
| (2) | 子育てサロン事業 | |

人材育成（人づくり）

| | | |
|--------------|---------------------|-------|
| ○ボランティア活動の促進 | | |
| 1 | ボランティアまちづくりセンターの運営 | 地域福祉課 |
| 2 | 技術ボランティアの養成 | |
| (1) | 手話奉仕員養成講座 | |
| (2) | 手話奉仕員フォローアップ研修 | |
| (3) | 手話奉仕員レベルアップ講座 | |
| (4) | 要約筆記奉仕員フォローアップ研修 | |
| (5) | 点訳奉仕員養成講座 | |
| (6) | 広報音訳ボランティア養成講座 | |
| (7) | 広報音訳ボランティアフォローアップ研修 | |
| 3 | ボランティア活動に参加する人の拡大 | |
| (1) | ボランティア講座 | |

| | |
|-----------------------|-------|
| (2) 社会福祉施設ボランティア推進研修会 | |
| ○福祉教育の推進 | |
| 1 福祉教育推進事業 | 地域福祉課 |
| (1) 福祉学習支援 | |
| (2) あいサポート運動推進事業 | |
| (3) サマーボランティアスクール | |

法人運営

| | |
|--------------------------------|---------|
| ○信頼にこたえる法人運営 | |
| 1 法人運営事業 | 総務課 |
| (1) 組織運営 | |
| (2) 経営基盤の確立 | |
| (3) 経営管理の充実 | |
| (4) 関係機関との連絡調整 | 総務課・企画課 |
| (5) 役職員の研修 | 企画課 |
| ○広報啓発活動の推進 | |
| 1 出雲市総合社会福祉大会の開催等 | 企画課 |
| (1) 出雲市総合社会福祉大会の開催 | |
| (2) しまね県民福祉大会への参加及び協力 | |
| (3) 各種表彰の候補者の推薦 | |
| 2 「社協だよりいずも」の発行 | |
| 3 広報音訳・点訳広報発行事業 | |
| (1) 音訳広報 | |
| (2) 点訳広報 | |
| 4 ホームページの開設等 | |
| 5 イメージキャラクター等広報推進事業（新規） | |
| 6 出雲市民余芸大会の開催 | |
| ○中期的な計画の推進 | |
| 1 地域福祉活動計画推進事業 | 企画課 |
| ○災害見舞への取組 | |
| 1 災害見舞金事業 | 総務課 |
| ○会館管理 | |
| 1 会館管理事業 | 総務課 |
| (1) 出雲市社会福祉センター管理運営事業 | |
| (2) 多伎地域福祉センター管理運営事業 | |
| (3) 平田福祉館管理運営事業 | |

実施する事業

基本方針に基づき、以下の事業を実施します。

※各事業の説明において、「・」の項目は実施内容や見込み数、目標とする数値等について記載しています。

個別支援（安心づくり）

地域において福祉サービスを必要とする人や世帯を発見し、相談に応じるとともに課題解決を図るための支援を行います。また、課題解決のために福祉サービスを提供します。

○身近な相談窓口（生活支援課）

地域の身近な相談窓口として、広く住民の生活上の悩みごとや心配ごとの相談に応じます。

1. 地域生活相談事業

一般相談では、地域の身近な相談窓口として、広く住民の生活上の悩みごとや心配ごとに相談員が応じます。法律相談では、相続、債務、離婚などの法律的な問題について弁護士が助言します。

また、一般相談員の資質向上を図るための研修会及び情報交換を目的とした連絡会を開催します。

- ・一般相談員による一般相談（出雲、平田、斐川の3会場で合計165回実施）
- ・弁護士による法律相談（出雲会場で合計50回実施）
- ・一般相談員研修会及び連絡会の実施

○生活困窮者等に対する支援（生活支援課）

生活支援・相談センターにおいて、生活困窮等の課題を抱える人に対し、広く相談に応じます。生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指すとともに、包括的な自立支援に向けて関係機関と連携し、共に支え合う地域づくりを推進します。

1. 自立相談支援事業

生活困窮等の課題を抱える人に対し、広く相談に応じます。課題についてアセスメントをした上で自立支援計画を策定し、相談者の状況に応じて、計画的かつ継続的な支援を行います。さらに、包括的な自立支援に向けて関係機関と連携し、生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指すとともに、共に支え合う地域づくりを推進します。

- ・生活困窮者の把握・相談受付
- ・アセスメント・プラン策定

- ・ 支援調整会議の開催
- ・ プラン作成率の向上（国の示す目安値は新規相談件数の50%）
- ・ 住居確保給付金の手続き
- ・ 関係機関等とのネットワークの構築
- ・ 広報及び啓発の実施
- ・ 緊急一時的支援の実施
- ・ 相談員のスキルアップ及びメンタルヘルス対策の強化

2. 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者並びに生活保護受給者に対して、就労意欲の喚起やその動機づけを行い、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上、職場体験など基礎能力の形成を図り、就労に向けて一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

- ・ 生活自立に関する支援による適切な生活習慣の形成
- ・ 社会自立に関する支援による社会的能力の形成
- ・ 就労自立に関する支援による一般就労に向けた技法や知識の習得

3. 家計改善支援事業（新規）

従来から行っている家計見直しサポート事業をベースに、家計改善支援事業を実施します。相談者を含む世帯全体の家計収支等に関する課題についてアセスメントを行い、状況に応じた家計改善支援プランを作成し、専門性の高い支援を行います。

- ・ 家計に関する課題に対しより踏み込んだ相談支援
- ・ ファイナンシャルプランナーによる専門性の特化
- ・ 自立相談支援事業・就労準備支援事業との一体化による支援の実施

4. 生活物品支援事業

現に経済的に困窮している人に対し、生活が安定するまでの期間、必要な生活物品の貸出・提供及び食料提供等を行います。

5. 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立や生活意欲の助長促進を図るため、無利子または低利で生活に必要な各種資金を貸し付けるとともに、世帯の自立に向けて支援を行います。

- ・ 資金の種類：総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金
- ・ 貸付見込件数：50件

6. 民生融金貸付事業

緊急かつ一時的に生活の維持が困難な場合に、生活の為に必要な資金を貸し付けるとともに、その世帯が抱える生活課題の解決を図り、自立に向けて支援を行います。

また、生活保護申請世帯に対しては、保護費が交付されるまでの間の生活費として貸し付けることにより、生活保護制度を補完する役割を果たします。

- ・貸付上限額：30,000円
- ・貸付見込件数：50件

○高齢者に対する包括的な支援（高齢者あんしん支援センター）

高齢者あんしん支援センターにおいて、高齢者が状態の変化に応じて必要な支援を受けながら、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、行政、地域住民、地域の関係機関と連携を図りながら地域包括ケアの推進にあたります。

高齢者自らが介護予防に努め、地域で生きがいをもち自立した生活を送ることができるよう支援します。

積極的に地域へ出向き、各地域の特性や実情を踏まえながら地域課題の把握に努めます。また社会福祉協議会各部署と連携を図り課題解決へ向けた取組を行うとともに、行政への提言を行います。

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

介護や認知症その他生活に関すること等、高齢者に関するさまざまな困りごとについて、ワンストップの相談専門機関としてチームで問題解決にあたります。また、地域の関係者とのネットワーク構築やアウトリーチにより高齢者の実態把握に努めます。

(2) 権利擁護業務

高齢者虐待の防止・早期発見に努めるとともに、受理した虐待通報については市と連携し高齢者の安全確保のみならず、養護者への支援等迅速かつ適切に対応していきます。また、認知症高齢者、独居高齢者、身寄りの無い高齢者等、金銭管理や契約行為、身元保証等の困難な問題を抱える高齢者が増えていることを踏まえ、行政をはじめ関係機関との連携をより一層強化し、専門的・継続的に支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

フォーマル、インフォーマル含め様々な社会資源の活用、地域住民や関係機関とのネットワーク構築により、高齢者の地域での生活を支えます。

また、地域の介護支援専門員からの相談を随時受け付け、必要に応じて助言や同行訪問、地域ケア会議の開催等により支援するとともに、定期的に研修会を開催し介護支援専門員相互のネットワーク構築、質の向上を支援します。

2. 一般介護予防事業の一部

(1) 介護予防把握業務

地域の関係者とのネットワークや訪問活動等を通して、閉じこもり等介護予防が必要な高齢者の把握を行います。

(2) 介護予防普及啓発業務

身近な地域で住民が自主的に介護予防に取り組む「通いの場」の充実に向けて、市の実施する通いの場の登録及び立上げ支援モデル事業の活用も図りながら支援します。

3. 第1号介護予防支援業務・指定介護予防支援業務

要支援認定者及び事業対象者に対して、利用者の状態と主体性を尊重するとともに、自立支援を重視したアセスメント、介護予防プラン作成を行い、利用者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。介護予防プラン作成を居宅介護支援事業所に委託する場合には、担当者と連絡を密にし、必要に応じて助言を行いながら、委託業務が適切に実施されるよう支援します。

4. 地域ケア会議に関する業務

(1) 地域ケア会議の開催

困難ケースや多機関での検討が必要なケースなど、必要に応じて地域ケア会議を開催し、個別課題の解決、ネットワークの構築を図ります。また地域ケア会議の実践を積み上げることによって、地域における課題解決力の向上、地域課題の把握に努めます。

(2) 出雲市地域ケア個別会議の開催

自立支援に向けたケアマネジメントを検討する「出雲市地域ケア個別会議」を主催者である出雲市と協働し、毎月1回定期的に開催していきます。

5. その他

休日や夜間などの緊急時における連絡体制を確立し、必要時には即応出来るよう体制を整備します。

○権利擁護を必要とする人に対する支援（いづも権利擁護センター）

いづも権利擁護センターにおいて、さまざまな権利侵害を受けやすい認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などで判断能力に不安のある人が地域において安心して生活ができるよう相談から援助まで一元的に行います。

1. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などで判断能力に不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを通して支援します。

また、生活支援員の資質向上を図るための研修会を開催します。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス
- ・定期的な見守りサービス
- ・生活支援員研修会

2. 法人後見事業

成年後見制度に基づき、判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を行います。

また、国の動向を注視し、司法・医療・福祉関係分野及び行政等との連携による権利擁護支援（※3）の地域連携ネットワークの拡大と強化に努めます。

併せて職員個々の資質向上を図り、法人後見受任体制等を強化します。

- ・法定後見（補助・保佐・後見）の受任
- ・成年後見制度の利用等に関する相談支援
- ・成年後見制度の普及啓発
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡大と強化

3. 障がい者入居債務保証事業

賃貸借契約による民間の賃貸住宅への入居を希望しても保証人が確保できないため入居に苦慮している障がい者に対して、家賃等の債務保証を行います。

4. 財産保全サービス事業

高齢や障がいなどの理由により自分で財産を保全することが困難な人に対して、本会が契約する金融機関の貸金庫で預かります。

5. 市民後見推進事業

出雲市及び出雲成年後見センターとの連携により市民後見人の活動支援を行うとともに、さらなる受任を目指します。併せて市民後見人バンク登録者のモチベーションの維持と資質の向上を図ります。

市民に対しては、成年後見制度及び市民後見の普及・啓発を行います。

- ・市民後見人の活動に関する助言、相談支援
- ・市民後見人バンク登録者を対象としたフォローアップ研修会
- ・市民後見人バンク登録者の活動の場の提供（法人後見支援員、生活支援員）
- ・市民等への成年後見制度の普及・啓発

6. いずれも権利擁護センター運営委員会等の開催

いずれも権利擁護センターの適正かつ円滑な運営のため、司法・医療・福祉関係者及び行政関係者からなる「いずれも権利擁護センター運営委員会」を開催します。

また、法人後見の受任等について審査する委員会を開催します。

- ・いずれも権利擁護センター運営委員会
- ・法人後見受任審査委員会
- ・市民後見人に関する受任審査委員会
- ・障がい者入居債務保証引受等審査委員会

7. 出雲成年後見センターとの連携強化

出雲市における権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向け、出雲成年後見センターとの情報共有及び連携強化を図ります。

- ・出雲成年後見センター定例会及び研修会への参加
- ・出雲成年後見センター運営委員会への参画

※3 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分の人たちの権利を守るために、以下のような目的でなされる支援です。

- ①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復（救済）。
- ②「契約（当事者間の合意）」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使。

（成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」）

地域支援（地域づくり）

課題解決に向けて当事者を含めた地域住民等によるネットワークの組織化を図り、必要に応じて新たな援助を行うことができる地域社会（福祉コミュニティ）づくりに取り組みます。

○地域住民の主体的な福祉活動の推進（地域福祉課）

地域住民の主体的な取組により、地域住民が相互に交流する場を拓げ、福祉サービスを必要としている人や世帯を発見し、課題解決を図る活動や相談支援機関等につないでいく仕組みづくりを進めます。

1. 地区社会福祉協議会等活動総合支援事業

地域住民によって組織された地区社会福祉協議会等が行う福祉活動に対して助成し、地域住民の主体的な地域福祉活動を支援します。地域の特性に応じた活動と時代に即した住民主体の福祉活動が展開できるように働きかけます。

- ・対象団体数：41団体（出雲16、平田11、佐田・多伎・湖陵各1、大社5、斐川6）
- ・活動分野と助成メニュー：
 - ◇高齢者の健康と福祉を高める活動（見守り・声かけ活動、生活応援活動、認知症研修事業等）
 - ◇心身に障がいのある人の福祉を高める活動
 - ◇子どもを健やかに育てる活動（子どもの居場所づくり、子育てサロン、子どもの遊び場新設及び補修事業等）
 - ◇ボランティアの発掘及び育成のための活動（世話焼きボランティア講座等）
 - ◇広報啓発のための活動（地区社協だよりの発行、住民座談会等）
 - ◇福祉活動計画を作成するための活動
 - ◇その他地域福祉活動（相談所設置、地域支え合い研修等）
- ・重点活動（上記助成メニューのうち、次の活動を重点項目とします。）
 - ◇福祉の問題を早期に発見し、早期に問題解決していくための、相談所の設置（拠点型）や声かけ訪問活動（アウトリーチ型）
 - ◇地域で孤立することを防ぐために、子どもの居場所づくり
 - ◇住み慣れた地域での在宅生活をより豊かにするために、地域支え合い研修会による啓発に取り組み、地域住民による助け合い活動が進むよう生活応援活動
 - ◇地域の担い手の育成活動として世話焼きボランティア講座
 - ◇身近な地域の住民の声を汲み取ることができるよう座談会の開催

2. ふれあいサロン活動助成事業

身近な場所で高齢者等が気軽に集い、交流や健康づくり等ができる場を設け、高齢者の閉じこもり防止や健康増進、介護予防、社会参加等を促進します。

また、ふれあいサロン活動を行う団体やこれからふれあいサロン活動を行う予定の団体を対象に研修を行います。

- ・サロン数：390件（見込み）
- ・研修会：5回（出雲、平田、佐田、湖陵、斐川）

3. 地域ふれあい見守りネットワーク事業

民生委員や地区社会福祉協議会、福祉団体等との連携と協働により、地域特性を活かして高齢者等の見守り活動を行います。

- ・実施地域：3地域（多伎、湖陵、斐川）

4. 福祉団体活動助成事業

市内の福祉団体・ボランティアグループが創意工夫して実施する福祉活動に対して助成を行い、地域福祉活動を支援します。

- ・助成上限額：1団体50,000円（原則）

○地域住民等の参加と協働による福祉のまちづくりの推進（地域福祉課）

地域住民、福祉団体、福祉施設等の参加と協働による支え合いの活動により、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

1. 認知症高齢者等SOSメール安心ネットワーク事業

認知症高齢者等が行方不明になったとき、行方不明者情報を登録された携帯電話等のメールアドレスに配信する早期発見のネットワークづくりを進めることで、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、行方不明になることが心配される人の事前登録を促進し、より迅速な配信と平素からの支援を図ります。

- ・登録メールアドレス数：1,300（見込み）
- ・事前登録者数：90人（見込み）

2. 出雲市生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるために、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

- ・地区社会福祉協議会をはじめとする地縁組織への働きかけ
- ・地域の高齢者支援ニーズの把握
- ・担い手研修会の開催

- ・社会資源の把握と社会資源情報の見える化
- ・関係者のネットワーク化（住民参加型在宅福祉サービス団体など）
- ・地域支え合いフォーラムの開催
- ・地域支え合い研修会の開催

3. 住民参加型在宅福祉サービス事業

支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、公的サービスでは対応できない生活課題を解決するために、住民相互の助け合いによる有償の福祉サービスを実施します。

(1) たすけあいボランティア事業

- ・利用会員からの依頼に応じて、協力会員による家事援助や通院・外出時の付添い等のコーディネート
- ・協力会員研修会
- ・災害が発生する恐れがある時等に配慮が必要な利用会員への安否確認の実施
- ・たすけあいボランティア事業の啓発

(2) すこやか訪問事業（産褥ヘルパー派遣事業）

出産後子育てに不安な養育者に対して家事援助や育児援助を行います。

4. 共同募金歳末助け合い事業

年末時期に、一人暮らしの高齢者世帯や障がい者のみの世帯等に対して、より良い年を迎えることができるよう家屋修繕や清掃等の生活援助、交流事業、地域の福祉団体への助成等を行います。

- ・実施地域：7地域（出雲、平田、佐田、多伎、湖陵、大社、斐川）

○福祉サービスの提供（地域福祉課）

1. 車いす貸出事業

在宅の高齢者、障がい者、怪我等で車いすを必要とする人に車いすを無料で貸し出します。

2. ガイドヘルプ事業

障害者総合支援法による地域生活支援事業（移動支援事業）を実施し、視覚障がい者に対して、外出時における安全確保と移動の支援を行うためにガイドヘルパーを派遣します。

また、通院時の院内付添いなど移動支援事業の対象外サービスを独自に行います。

○社会福祉法人等との連携・協働及び支援等（総務課、企画課、地域福祉課）

社会福祉法人等の福祉事業者や福祉関係者・団体との連携・協働により地域福祉を推進するとともに、福祉団体の支援を行います。

1. 社会福祉法人による地域貢献活動推進事業

出雲市内で社会福祉事業を行っている社会福祉法人の連携と協働により、地域の課題やニーズに応じた公益的な取組の具体化を図ります。

- ・地域貢献のための出雲市社会福祉法人連絡協議会（39法人）
- ・斐川地域社会福祉法人の地域貢献連絡会（11法人）

2. 高齢者マッサージサービス事業

出雲視覚障がい者福祉協会と出雲鍼灸マッサージ師会による社会貢献活動を支援し、高齢者を対象にした無料マッサージサービスを行います。

- ・実施回数：1回

3. 団体支援

- （1）出雲市民生委員児童委員協議会など社会福祉団体の支援
- （2）島根県共同募金会出雲市共同募金委員会
- （3）日本赤十字社島根県支部出雲市地区

4. 地域限定の事業

- （1）戦没者追悼事業
- （2）子育てサロン事業

人材育成（人づくり）

地域において福祉サービスを必要とする人を受容し、地域住民の主体的な支え合いの取組や地域における福祉活動に参加する人を拡大し、育成します。

○ボランティア活動の促進（地域福祉課）

ボランティア活動の担い手となる人材の育成とネットワークの拡大を図ります。

1. ボランティアまちづくりセンターの運営

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する相談や情報提供を行うとともに、ボランティア活動をコーディネートします。また、ボランティア保険加入手続きや備品・活動場所の貸出などの活動支援を行います。

- ・コーディネート
- ・ボランティア保険加入受付
- ・ボランティア登録
- ・民間助成金情報の提供等
- ・企業によるボランティア活動に関する啓発等

2. 技術ボランティアの養成

(1) 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者との日常会話に必要な手話の知識や技術を習得し、手話奉仕員として活動できる人を養成します。前年度の入門編に引き続き、基礎編を実施します。

- ・講座回数：23回、修了試験
- ・受講者：18人

(2) 手話奉仕員フォローアップ研修

出雲市に登録している手話奉仕員を対象に、手話奉仕員としての活動に必要な知識や技術の向上を図り、活動への参加を促進するための研修会を実施します。

- ・開催回数：6回
- ・対象者：55人

(3) 手話奉仕員レベルアップ講座

出雲市に登録している手話奉仕員のうち希望者を対象に、手話の表現能力と読み取り能力のレベルアップを図り、手話通訳者養成講習会の受講を目指す人材を育成するための講座を実施します。

平成30年度からの継続受講者は4月の講座で修了し、手話通訳者養成講習会を受講するための試験を受験予定。

- ・講座回数：5月の試験結果により実施
- ・受講者：平成30年度からの継続受講者 12人
平成31年度に新たに募集する受講者15人程度（定員20人）

(4) 要約筆記奉仕員フォローアップ研修

出雲市に登録している要約筆記奉仕員を対象に、要約筆記奉仕員としての活動に必要な知識や技術の向上を図り、活動への参加を促進するための研修会を実施します。

- ・開催回数：3回
- ・対象者：12人

(5) 点訳奉仕員養成講座

点訳に必要な知識や技術を習得し、視覚障がい者が利用する点字図書を作成することができる人を養成します。

- ・講座回数：21回
- ・受講者：7人（定員10人）

(6) 広報音訳ボランティア養成講座

新規養成は隔年とし、今年度は活動者を対象にフォローアップ研修を開催します。

(7) 広報音訳ボランティアフォローアップ研修

広報音訳ボランティアとして活動している人を対象に、音訳活動に必要な知識と技術の向上を図り、活動への参加を促進するための研修会を実施します。

- ・研修回数：3回
- ・対象者：70人

3. ボランティア活動に参加する人の拡大

(1) ボランティア講座

ボランティア活動や地域福祉活動に関する理解と関心を深め、活動に参加するきっかけをつくるための講座を開催します。

- ・地域デビュー講座
- ・聴き方講座
- ・子育て支援ボランティア研修会

(2) 社会福祉施設ボランティア推進研修会

社会福祉施設の職員等を対象に、施設でのボランティア活動者を受け入れることの意義や必要性、受入れ体制等について研修および情報交換を行います。

・開催回数：1回

○福祉教育の推進（地域福祉課）

福祉コミュニティづくりを進めるため、地域において生涯にわたる福祉教育の展開を目指して、学校や地域社会、企業等において福祉教育を推進します。

1. 福祉教育推進事業

誰もが社会から排除されることなく、普通に暮らせる地域社会を実現するために、学校や地域、職場等において、あらゆる年代層に対する啓発と福祉教育の取組を推進します。

(1) 福祉学習支援

小学校、中学校、高等学校、地域、企業等に対して、車いすやアイマスク等の貸出や福祉学習プログラムへの助言を行うとともに、職員を講師として派遣します。

(2) あいサポート運動推進事業

あいサポート運動の啓発に努めるとともに、学校、地域、企業等へあいサポートメッセンジャーの派遣を行い、多様な障がいの特性、障がい者への配慮の必要性について理解を図り、日常生活の中でちょっとした手助けを行う「あいサポーター」を養成します。

(3) サマーボランティアスクール

夏休み期間中に小中学生に対し、福祉への理解とボランティアへの関心を深めるため、地域のボランティアや福祉施設の協力のもと、福祉体験学習や交流活動を行います。

・実施地域：斐川地域

法人運営

民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉を推進する団体として、住民に信頼される法人運営を行います。

○信頼にこたえる法人運営（総務課、企画課）

経営管理体制の強化と安定的な財務運営及び地域に開かれた組織体制の確立を図ります。

1. 法人運営事業

(1) 組織運営

- ・役員会等の開催（評議員会、理事会、監査会、正副会長会、理事部会）
- ・定款、諸規程の整備
- ・本所・支所との連絡調整

(2) 経営基盤の確立

- ・会員（一般会員、団体会員、賛助会員）の拡充
- ・財務運営の安定化（会費、寄附の受納、共同募金運動の促進、積立金の適正管理）

(3) 経営管理の充実

- ・会計、税務、財務の適正管理
- ・人事、労務の適正管理
- ・個人情報保護の適正対応
- ・苦情解決体制の充実と適正対応
- ・リスク管理の徹底
- ・健康経営の推進
- ・受託事業等に係る契約の適正管理

(4) 関係機関との連絡調整

- ・行政機関（出雲市、出雲保健所等）
- ・社会福祉協議会（島根県社会福祉協議会、県内の市町村社会福祉協議会等）
- ・福祉団体
- ・福祉施設等

(5) 役職員研修

- ・役員及び職員を対象とする研修の実施（人権研修、メンタルヘルス研修、相談対応研修等）
- ・役員及び職員等を対象とする研修への参加
- ・自己啓発の促進（自己啓発援助制度）

○広報啓発活動の推進（企画課）

社協の存在や役割を広く伝え、地域住民の社協に対する理解と共感を広げ、認知度を高める取組を進めます。

1. 出雲市総合社会福祉大会の開催等

(1) 出雲市総合社会福祉大会の開催

福祉関係者と市民が一堂に会し、福祉向上のため更なる努力を誓い合い、併せて高齢者の方々の長寿をお祝いし、また社会福祉や地域活動に功績があった方々を顕彰し、感謝の意を伝えるために開催します。出雲市、出雲市民生委員児童委員協議会、出雲市高齢者クラブ連合会と共催します。

- ・開催時期：9月
- ・会場：出雲市民会館

(2) しまね県民福祉大会への参加及び協力

県民及び社会福祉関係者が集うしまね県民福祉大会への参加及び協力を行います。

- ・開催日：9月21日（土）
- ・会場：島根県民会館（予定）

(3) 各種表彰の候補者の推薦

- ・島根県社会福祉協議会会長表彰・感謝
- ・島根県知事感謝 など

2. 「社協だよりいずも」の発行

住民へ広く本会の取組を周知し、福祉情報を提供する広報紙「社協だよりいずも」を発行します。

- ・発行回数：6回（偶数月に発行）
- ・発行部数：毎回48,800部

3. 音訳広報・点訳広報発行事業

「広報いずも」「市議会だより」「社協だよりいずも」の内容を音声で録音した

音訳広報と、「社協だよりいずも」の内容を点字にした点訳広報をボランティアグループの協力により制作し、希望する視覚障がい者に送付します。

(1) 音訳広報

- ・発行回数：「広報いずも」12回、「市議会だより」4回、
「社協だよりいずも」6回
- ・利用者：53人（見込み）

(2) 点訳広報

- ・発行回数：「社協だよりいずも」6回
- ・利用者：8人（見込み）

4. ホームページの開設等

ホームページにより本会の取組や福祉情報を周知します。また、新たにソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つであるフェイスブックによる情報発信に取り組みます。

5. イメージキャラクター等広報推進事業（新規）

イメージキャラクター「いずりん」の活用を中心とした広報活動を推進します。

- ・広報紙「社協だよりいずも」、チラシ等への掲載
- ・PR資材の制作

6. 出雲市民余芸大会の開催

山陰中央新報社、出雲市との共催により、「社会福祉チャリティー 第43回年忘れ 出雲市民余芸大会」を開催します。収益金は島根県共同募金会に寄附され、出雲市内の地域福祉活動に役立てられます。

- ・開催回数：1回
- ・開催時期：12月（予定）

○中期的な計画の推進（企画課）

社会状況や本会を取り巻く環境の変化や展望を踏まえ、今後の中長期的な地域福祉のあり方や本会の進む方向を示した計画を推進します。

1. 地域福祉活動計画推進事業

「第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域共生社会の実現に向けて本会と市が一体的に策定した、平成30年度からの5年間を計画期間とする地域福祉を推進する計画です。計画の進捗管理は、市民意識調査と「出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」において行います。

- ・ 出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の開催

○災害見舞への取組 （総務課）

1. 災害見舞金事業

火災など災害にあわれた世帯に見舞金を、災害で亡くなられた方にはご遺族に弔慰金をおくります。

- ・ 火災（1世帯 10,000円）
- ・ 死亡（1人 10,000円）

○会館管理 （総務課）

1. 会館管理事業

各センターの適正な管理運営に努めます。

- (1) 出雲市社会福祉センター管理運営事業
- (2) 多伎地域福祉センター管理運営事業
- (3) 平田福祉館管理運営事業